

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

昨年末に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備やギャンブル等依存症患者の相談体制と臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、本年3月には論点整理を発表したところである。

公営ギャンブル等は、その種類によって所管省庁が異なり、それぞれの省庁が規制と振興の両方を同時に担当しているため、各種ギャンブルに対する一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。

したがって、国の取組を抜本的に強化するためには、対策の企画立案など、総合的に対処するための仕組・体制を検討するべきである。また、3月の論点整理等を踏まえ、ギャンブル等依存症に対する具体的な対策について早急に検討することも求められている。

よって、政府においては、ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、すでに施策が進められているアルコール依存症や薬物依存症に関する取組と合わせ、包括的な依存症対策を図るとともに深化させるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣  
（提出者）民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに  
維新の党中山真一議員